



地球温暖化対策の最新動向

2024年10月11日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

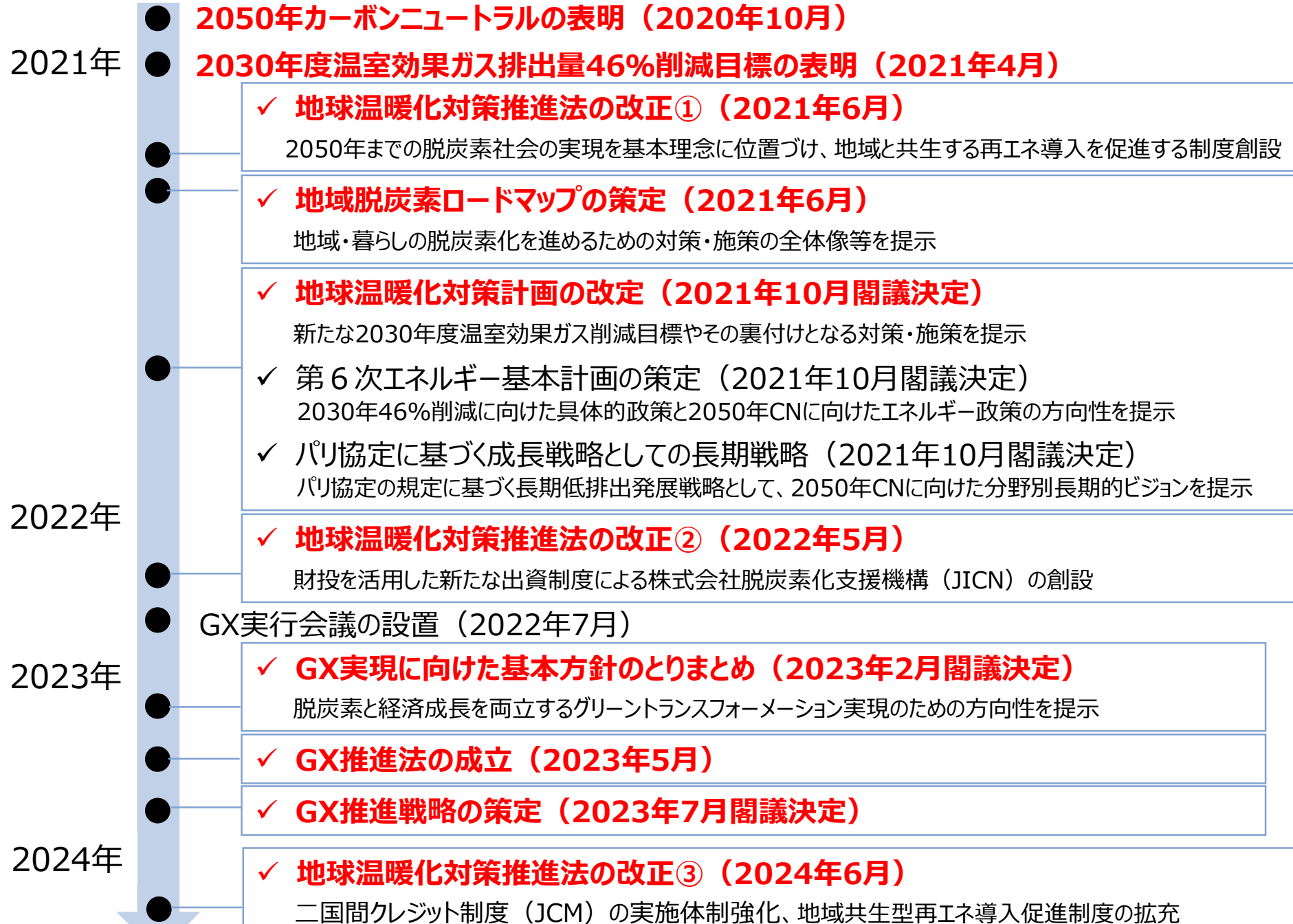
吉野 議章



1. 2050年ネットゼロに向けて
2. C O P 2 9
3. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組
4. 環境省におけるバイオマス関連事業

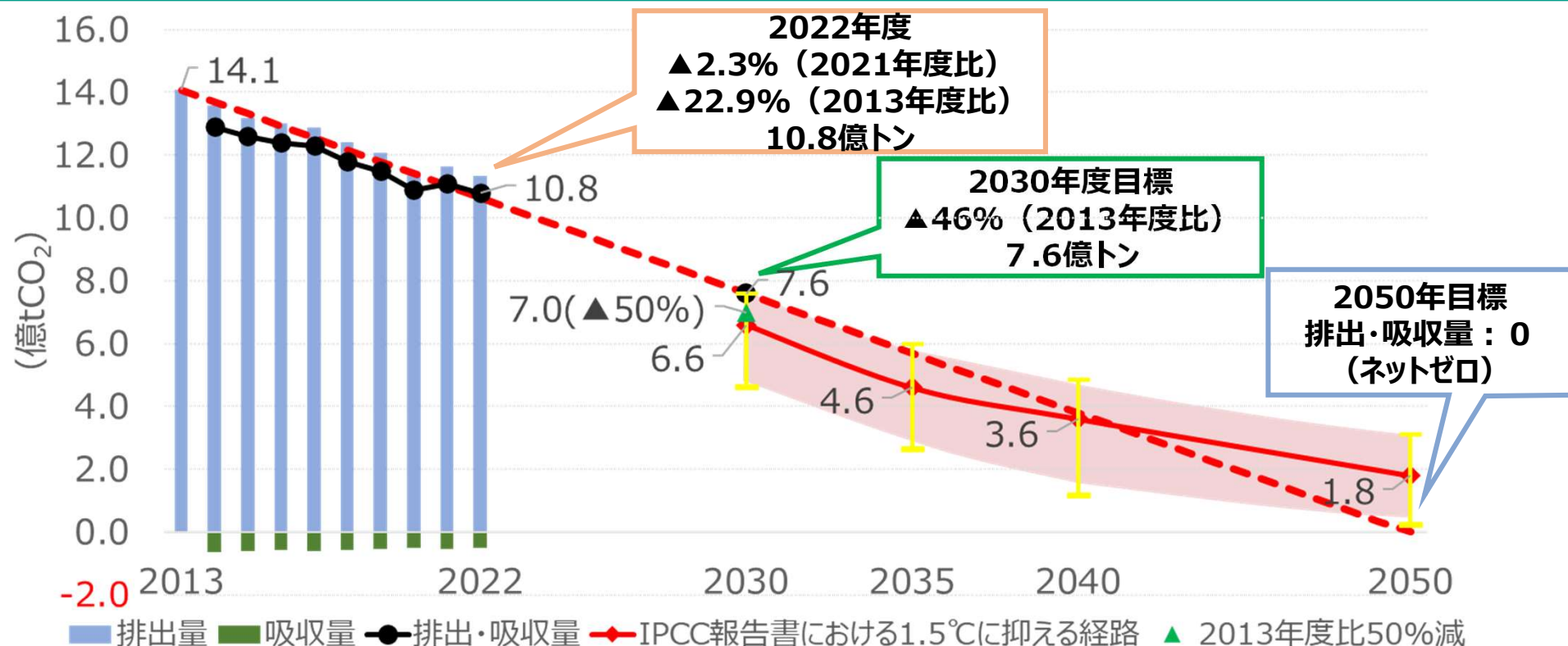
1. 2050年ネットゼロに向けて

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた国内の主な取組



2030年度目標及び2050年ネットゼロに対する進捗

- 2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は約10億8,500万トン（CO₂換算）となり、2021年度比2.3%減少（▲約2,510万トン）、2013年度比22.9%減少（▲約3億2,210万トン）。
- 過去最低値を記録し、オントラック（2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向）を継続。



○ 温暖化を1.5℃又は2℃に抑える経路の世界全体の温室効果ガス（GHG）及びCO₂削減量

		2019年の排出水準からの削減量(%)			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃(>50%)に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を2℃(>67%)に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

※1：上の図の赤い帯の範囲は、2023年3月に公表されたIPCC第6次評価報告書統合報告書において示された1.5℃に抑える経路における世界全体の温室効果ガス排出削減量(%)を仮想的に我が国に割り当てたもの。

※2：当該報告書では、モデルの不確実性などを加味し、1.5℃に抑える経路は幅を持って示されているため、2030年、2035年、2040年、2050年時点における排出量は黄色線で幅を持って示している。また、その代表値をつないだものを赤色の実線で示している。

次期NDCの検討と地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直し



■ 次期NDC : 2025年2月までに国連に提出することが要請

(参考) COP決定

- COP30 (2025年11月@ブラジル) の9～12ヶ月前の提出を要請
- 2025年に2035年目標、2030年に2040年目標の提出を奨励

■ 次期NDCの裏付けとなる地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直しが必要

※ 両計画ともに、2024年が法律に定める見直し時期

検討体制

中央環境審議会・産業構造審議会 合同会議 (環境省・経産省)

- ・次期NDCの検討
- ・地球温暖化対策計画の見直し

総合資源エネルギー調査会 (エネ庁)

- ・エネルギー基本計画の見直し

相互に連携

※前回も同様の体制で実施

地球温暖化対策計画における対策・施策の進捗状況の点検プロセス

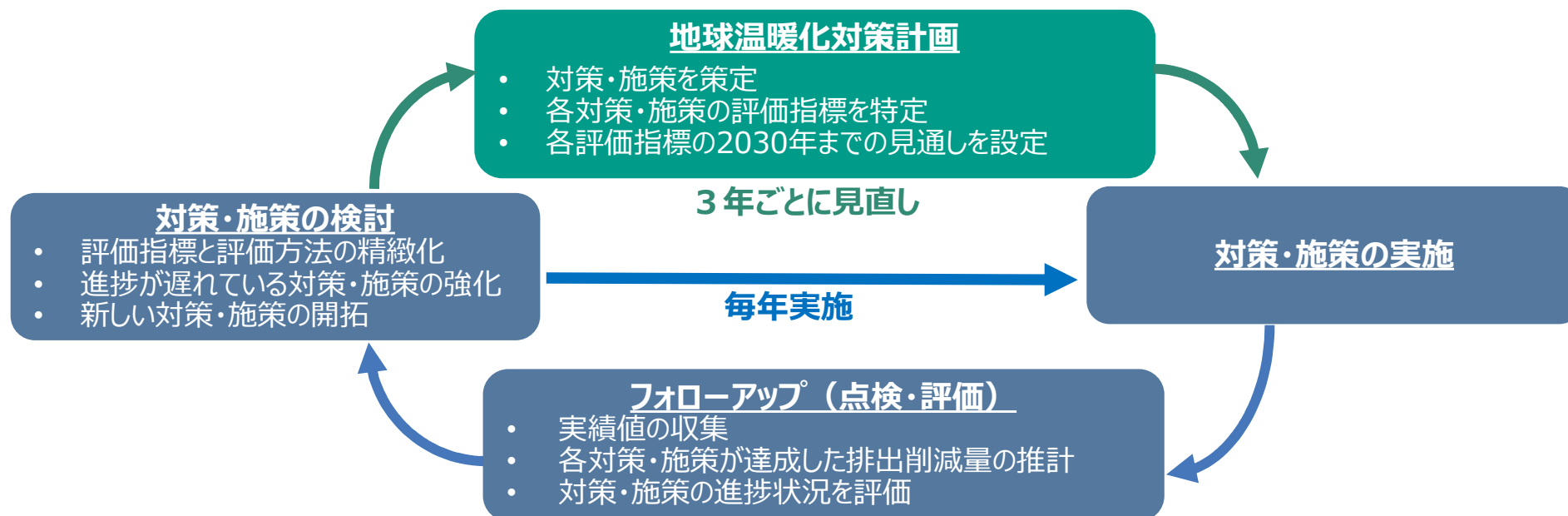


- 地球温暖化対策計画に位置付けられた対策・施策（Plan）については、各府省庁において取組を進める（Do）とともに、**毎年度、地球温暖化対策推進本部※¹において進捗状況等の点検（フォローアップ）・公表を行う（Check）**ことで、対策・施策の評価や進捗の遅い施策・対策の洗い出しを通じ、改善・強化を検討する（Action）こととしている。

※1 内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とし、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に設置された機関。
地球温暖化対策計画は地球温暖化対策推進本部において閣議決定。

- 他方、現行のフォローアップの仕組みについては、有識者から様々な指摘がなされており、**フォローアップのあり方についても今後検討が必要**。

地球温暖化対策計画フォローアップのPDCAサイクル



現行のフォローアップの仕組みに関する指摘 ※中環審・産構審合同 地球温暖化対策計画フォローアップ会合（2024年5月24日）より

<フォローアップの柔軟性に関する指摘>

- ・エビデンスが古くなっている対策・施策があり、エビデンスの更新等が必要ではないか
- ・想定している対策・施策の効果や難易度は順次見直しが必要になるのではないかな 等

<フォローアップを通じた対策の強化に関する指摘>

- ・進捗が停滞している・進捗が悪いものは要因分析の実施とその報告が必要ではないか
- ・次の施策につながるフォローアップという観点からは、明らかに排出量が多いものとか技術開発動向により進捗に変化があるものなど重点的対応が必要ではないか

- これまで今後10年程度の分野ごとの見通しを示しGXの取り組みを進める中で、
- ①中東情勢の緊迫化や化石燃料開発への投資減退などによる**量・価格両面でのエネルギー安定供給確保**、
 - ②DXの進展や電化による**電力需要の増加が見通される中、その規模やタイミング**、
 - ③いわゆる「米中新冷戦」などの経済安全保障上の要請による**サプライチェーンの再構築のあり方**、
- について**不確実性が高まる**とともに、
- ④気候変動対策の野心を維持しながら**多様かつ現実的なアプローチを重視する動き**の拡大、
 - ⑤**量子、核融合など次世代技術への期待の高まり** などの**変化も生じている**。
- **出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示す。**

2023常会

2024常会

水素法案
CCS法案

GX推進戦略

成長志向型カーボンプライシング構想

GX推進法

- カーボンプライシングの枠組み
- 20兆円規模のGX経済移行債 等

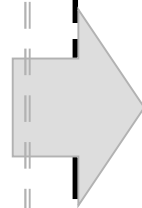
+

脱炭素電源の導入拡大

- 廃炉が決まった原発敷地内の建替

GX脱炭素電源法

- 原発の運転期間延長
- 再エネ導入拡大に向けた送電線整備 等



GX2040ビジョン

GX産業構造

GX産業立地

強靱なエネルギー供給の確保
＜エネルギー基本計画＞

成長志向型カーボンプライシング構想

- カーボンプライシングの詳細設計
(排出量取引、化石燃料賦課金の具体化)
- AZEC・日米と連携したGX市場創造
- 中小企業・スタートアップのGX推進/公正な移行 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- 長期の脱炭素電源投資支援
- 送電線整備 等

10年150兆円規模の官民GX投資

2030

2040

【参考】今後10年の日本における電力需要の想定

2024.8.27 第12回GX実行
会議 資料1（一部修正）

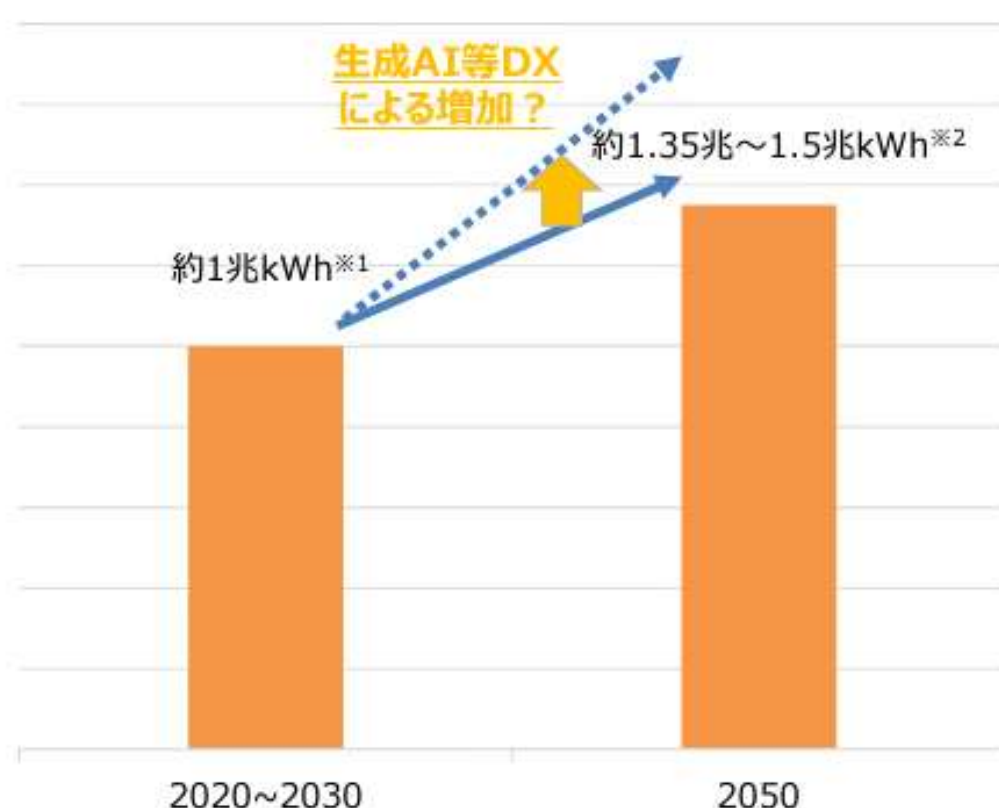
- 毎年、電力広域的運営推進機関は、一般送配電事業者から提出された電力需要の想定を取りまとめ公表。
- 本年1月24日に公表された想定では、人口減少や節電・省エネ等により家庭部門の電力需要は減少傾向だが、データセンターや半導体工場の新増設等による産業部門の電力需要の大幅増加により、全体として電力需要は増加傾向となった。

我が国の需要電力量の見通し



(出所) 電力広域的運営推進機関「全国及び供給区域ごとの需要想定（2024年度）」
(令和6年1月24日) を元に作成

国内発電電力量のイメージ



※1：総合エネルギー統計、第6次エネルギー基本計画に基づく。

※2：第43回基本政策分科会で示されたRITEによる発電電力推計を踏まえた参考値。

- GX2040ビジョンに向けて、①エネルギー、②GX産業立地、③GX産業構造、④GX市場創造のフレームワークに沿って、以下の論点について集中的に議論。

I. エネルギー

1. エネルギーが産業競争力を左右する中、**強靱なエネルギー供給を確保**するための方策
 - ① DXの進展により、**電力需要増加の規模やタイミングの正確な見通しが立てづらい**状況下における
 - 1) **投資回収の予見性が立てづらい脱炭素電源投資を促進**
 - 2) **将来需要を見越してタイムリーに電力供給するための送電線整備**
 - ② 世界の状況も踏まえ、**水素・アンモニアなどの新たなエネルギーの供給確保**
 - ③ トランジション期における、**化石燃料・設備の維持・確保**

II. GX産業立地

2. 脱炭素電源、送電線の整備状況や、新たなエネルギーの供給拠点等を踏まえた**産業立地のあり方**

III. GX産業構造

3. 中小企業を含め、**強みを有する国内産業立地の推進**や、次世代技術による**イノベーションの具体化、社会実装加速の方策**
4. 経済安全保障上の環境変化を踏まえ、**同盟国・同志国各国の強みを生かしたサプライチェーン強化のあり方**

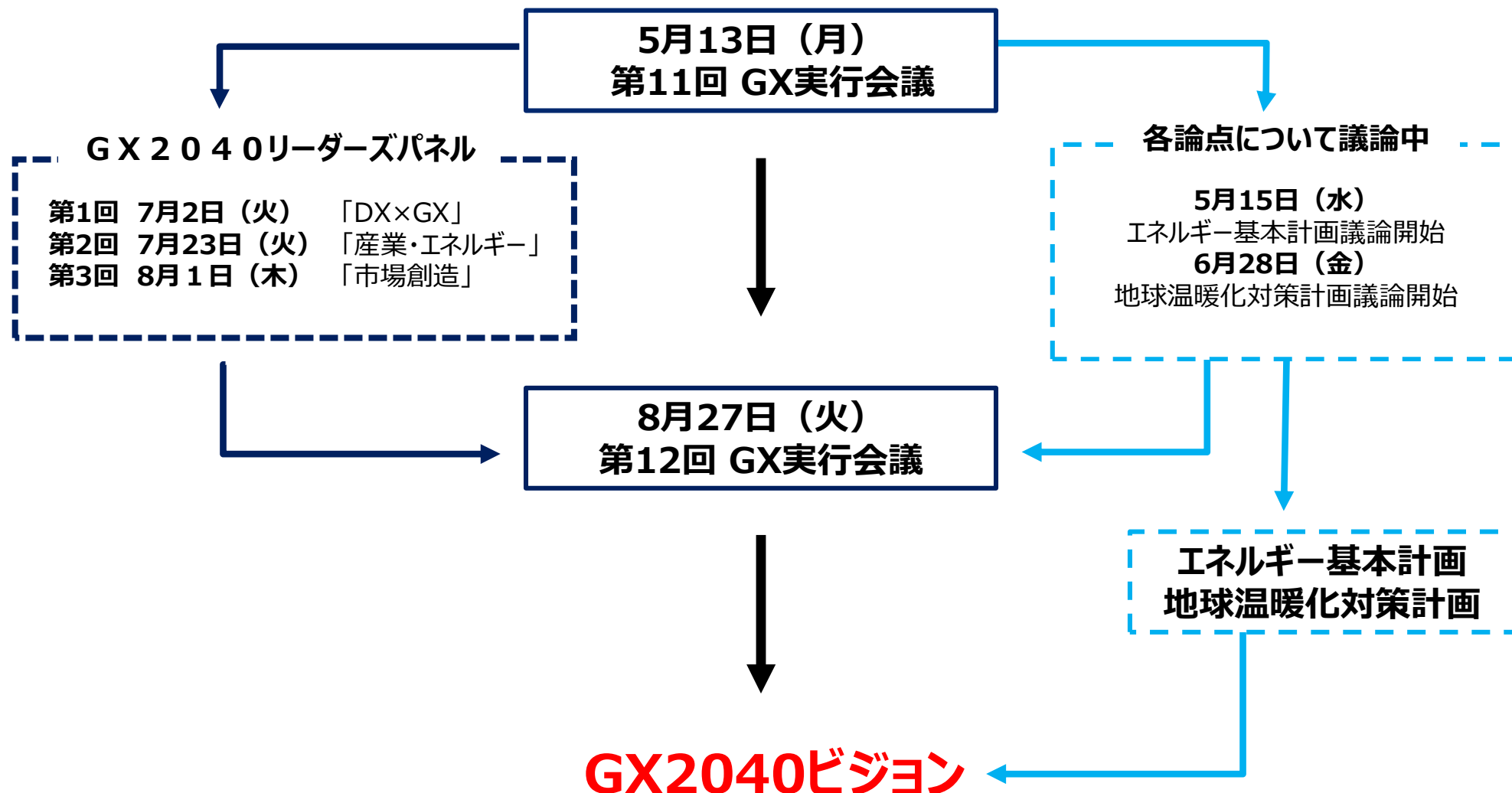
IV. GX市場創造

5. カーボンプライシングの詳細制度設計を含めた**脱炭素の価値が評価される市場作り**

議論の方向性

- 脱炭素電源の更なる活用のための事業環境整備
- 大口需要家やデータセンターなどの「脱炭素産業ハブ」も踏まえた送電線整備 等
- 水素・アンモニア供給拠点、価格差に着目した支援プロジェクトの選定 等
- LNGの確保や脱炭素火力への転換加速 等
- 脱炭素エネルギー適地・供給拠点や、地方ごとのGX産業集積のイメージを示し、投資の予見可能性向上 等
- 国際競争を勝ち抜くための、官民での大胆・実効的な国内投資・イノベーション促進の実行
- 鉄などの多排出製造業の大規模プロセス転換や、ペロブスカイト太陽電池などの大型プロジェクトを集中支援
- 経済安全保障上の環境変化を踏まえた同盟国・同志国との連携などサプライチェーン強化（大胆な投資促進策による戦略分野での国内投資促進） 等
- 排出量取引制度を法定化（26年度から参加義務化）GX価値の補助制度・公共調達での評価、AZECなどと連携したCO2計測やクレジット等のルール作りを通じた市場創造 等

GX2040ビジョンに向けた検討状況 (イメージ)



石破内閣総理大臣所信表明演説（令和6年10月4日）（抄）



【エネルギー】

エネルギーの安定的な供給と安全の確保は喫緊の課題です。A I 時代の電力需要の激増も踏まえつつ、脱炭素化を進めながらエネルギー自給率を抜本的に高めるため、省エネルギーを徹底し、安全を大前提とした原子力発電の利活用、国内資源の探査と実用化と併せ、我が国が高い潜在力を持つ地熱など再生可能エネルギーの最適なエネルギーミックスを実現し、日本経済をエネルギー制約から守り抜きます。このため、G X（グリーン・トランスフォーメーション）の取組を加速させ、アジア諸国の多様な取組を日本の技術力や金融力で支援し、同時に、アジアの成長力を我が国に取り込んでいきます。

【地方創生】

地方創生の原点に立ち返り、地方を守り抜きます。十年前に私は初代地方創生担当大臣を拝命し、文化庁の京都移転、それまでの補助金とは一線を画する地方創生推進交付金の創設をはじめ、一生懸命取り組みました。以来、交付金などを活用し、住民の方々が気持ちを一つにして地方創生の取組に頑張っている姿を全国各地にたくさん見てまいりました。そして、その姿に勇気づけられてまいりました。

竹下総理はかつて、「地域が自主性と責任を持って、おのこの知恵と情熱を生かし、小さな村も大きな町もこぞって、地域づくりをみずから考え、みずから実践していく」と述べられました。「産官学金労言」、すなわち、産業界、行政機関、大学だけでなく中学校・高等学校も含めた教育機関、金融機関、労働者の皆様、報道機関の皆様。こうした地域の多様なステークホルダーが知恵を出し合い、地域の可能性を最大限に引き出し、都市に住む人も地方に住む人も、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会。それが地方創生の精神です。今一度、地方に雇用と所得、そして、都市に安心と安全を生み出します。

「地方こそ成長の主役」です。地方創生をめぐる、これまでの成果と反省を活かし、地方創生 2.0 として再起動させます。

全国各地の取組を一層強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指します。

少子高齢化や人口減少に対応するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後十年間集中的に取り組む基本構想を策定します。ブロックチェーンなどの新技術やインバウンドの大きな流れなどの効果的な活用も視野に入れ、国民の生活を守りながら、地方創生を実現してまいります。

2. COP 29

国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）概要

日時・場所等

日時：2024年11月11日（月）～11月22日（金）

場所：アゼルバイジャン共和国（バクー）

議長：ムフタル・ババエフ 環境天然資源大臣

議長国の関心事項：気候変動対策の実施を促進



アゼルバイジャン・バクー



ババエフ 環境天然資源大臣

※ババエフ議長はCOP29開催時に正式に議長に任命される予定。写真はアゼルバイジャン環境天然資源省HPから引用。

予想される主要論点・テーマ

●気候資金

1,000億ドル目標の後継となる、**2025年以降の資金目標である新規合同数値目標（NCQG）**について決定。また、COP27から開始された**世界全体の資金の流れのパリ協定の目標への整合（第2条1(c）**）について引き続き議論される※。

※COP27決定において設置された「シャルム・エル・シェイク対話」において議論。

●緩和（温室効果ガスの排出削減）

COP28で完結した**第1回グローバル・ストックテイク（GST）**：パリ協定の目標達成に向けた世界全体の気候変動対策の進捗評価）の成果を踏まえ、全ての締約国が2025年に提出する**次期NDC**（温室効果ガス排出削減目標）等について議論。

●パリ協定第6条

排出削減・吸収量の国際的な取引を行う**第6条の完全運用化**に向けて議論・決定。

その他に、全ての国は、2024年末までに**第1回隔年透明性報告書**（排出削減の取組や気候資金の状況等について隔年で報告するもの）を提出することが求められており、各国の関心が高い。

COP29：全体スケジュール

- 第1週：事務方（冒頭は首脳級）
- 第2週：閣僚級

- 日ごとに議長国が設定したテーマに基づく議論・発表

11/11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	16(土)	17(日)
開会						休日
交渉官級（事務方）による議論						
	世界リーダーズ気候行動サミット(首脳級)		金融、投資、貿易	エネルギー、平和、救援、復興	科学、技術、イノベーション、デジタル化	
18(月)	19(火)	20(水)	21(木)	22(金)		
				閉会		
閣僚級						
交渉官級（⇒主要論点は閣僚級で交渉）						
人的資本、子どもと若者、保健、教育	食糧、農業、水	都市化、交通、観光	自然と生物多様性、先住民、ジェンダー平等、海洋と沿岸			

[] 議長国が日ごとに設定したテーマ

COPにおけるこの3年の流れ

2023年 (COP28) UAE

2024年 (COP29) アゼルバイジャン

2025年 (COP30) ブラジル

先進国が重視する議題

■ 緩和

- 緩和作業計画実施を踏まえた決定、閣僚級ラウンドテーブル開催

■ グローバル・ストックテイク (5年に1度の世界全体のパリ協定の実施状況の検討)

- 2023年に世界全体の進捗等を評価
- 緩和、適応、実施手段と支援ごとに取りまとめ

■ 緩和

- 全ての締約国が 2025年に提出する次期NDC (温室効果ガス排出削減目標) 等について議論
- 第6条の完全運用化に向けて議論・決定

■ 緩和

- 次期NDCのレビュー
- BTRのレビュー
- ミッション1.5

途上国が重視する議題

■ 適応

- 「適応に関する世界全体の目標」に係る「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」終了、フレームワーク設置に向け議論

■ 資金

- 2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージ対応のため新たな資金面の措置 (基金を含む) 決定

■ 公正な移行

- 作業計画の策定、閣僚級会合開催

■ 資金

- 2020年1000億ドル目標の達成、2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージの資金取り決めについて話し合う「グラスゴー対話」が終了

■ 適応

- UAE-ベレン作業計画

各国BTR提出
(2024年12月31日目途)

各国次期NDC提出
(2025年2月10日目途)

3. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組

特に、地域共生型再エネの導入促進

再エネ最大限導入を地域共生型で進めるために

- 2030年度46%削減や2050年ネットゼロの実現に向け、地域や自然と共生しながら、再エネを最大限導入。地域資源である再エネを活用し、地域からのGX、経済活性化、災害に強い地域づくりに貢献。
- 太陽光については、次世代型太陽光や初期費用ゼロ型等の先進技術・方式の需要創出に取り組みつつ、公共施設、ビル、工場、倉庫等の屋根や壁面等において集中的・重点的に導入拡大。
- 再エネ設備の廃棄・リサイクルについて、制度的な議論やリサイクル技術の高度化等を進め、計画的に対応。

① 地域脱炭素を通じた地域共生型再エネ導入

脱炭素先行地域での取組や温対法に基づく促進区域等の活用を推進。



バイオガスプラント(北海道上士幌町)

促進事業計画の認定事例
(富山県氷見市)
出所：
氷見ふるさとエネルギー
株式会社、氷見市



② 公共施設への率先導入と需要創出

設置可能な政府施設の50%以上への太陽光の導入、自治体や独立行政法人等での導入促進、次世代型太陽光の需要創出等に取り組む。



新宿御苑ミュージアム



神奈川県厚木市

③ 民間・住宅における自家消費の更なる推進

民間・住宅における自家消費の更なる推進に向け、初期費用ゼロ型太陽光やソーラーカーポート、建材一体型太陽光等への支援に取り組む。



ソーラーカーポート



建材一体型太陽光
資料提供：大成建設株式会社・株式会社カネカ

④ 効果的・効率的な環境配慮

生物多様性・自然との共生が確保された再エネ導入に向け、風力に係る環境アセスの最適化や自然を生かした再エネ技術実証等を推進。

⑤ 計画的かつ適正な廃棄・リサイクルの実施

今後の廃棄のピークを見据え、適正な廃棄・リサイクル実施に向け、計画的に対応。

地域主導での再エネ導入拡大に向けた課題と対応

主な課題

脱炭素先行地域等の課題

- 計画の実施段階における着実な課題の克服
- 地域脱炭素に向けた基盤構築（地域金融機関・地域エネルギー会社等の巻き込み）

※令和5年度脱炭素先行地域フォローアップ結果の総評から記載

再エネ促進区域制度の課題

- 促進区域内に再エネ事業を誘導する制度設計が不十分
- 地方公共団体が促進区域を設定するインセンティブに乏しい
- 具体的な再エネ事業が見えない中では促進区域の設定に向けた地域の合意形成が困難
- 促進区域の設定等に係る地方公共団体の人員・財源不足

※第3回地域脱炭素の施策の在り方に関する検討会・地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会での委員意見等から記載

地方公共団体実行計画に基づく取組の推進の課題

- 人員不足、政策的・制度的知識、技術的知見不足
- 財源不足
- GHG算定に必要な電気使用量・燃料資料量等情報の集計に手間・時間がかかる

※令和5年度地球温暖化対策法施行状況調査から記載

営農型太陽光発電の課題

- 営農型太陽光発電における不適切事案の発生（下部農地の営農への支障等）
- 関係者の理解醸成
- 農作物の栽培情報・知見の不足

※第63回大量導入小委(R6.6.13) 農水省資料、第1回 今後の望ましい営農型太陽光発電のあり方を検討する有識者会議(R4.2.2) から記載

対策の方向性

- 脱炭素先行地域等による基盤構築、脱炭素先行地域等の**類型・モデル整理、横展開**

- **関係省庁と連携した地域脱炭素化促進事業制度に係る地方公共団体・事業者へのインセンティブ強化**等の検討

- 都道府県・市町村への、促進区域設定に係る**技術的・財政的支援の継続・強化**（マニュアルの拡充、伴走支援等）

- 顕在化した課題に対する、**環境省地方環境事務所による伴走支援や都道府県のバックアップ**

- **専門人材の派遣等の拡充**（総務省・内閣府とも連携）

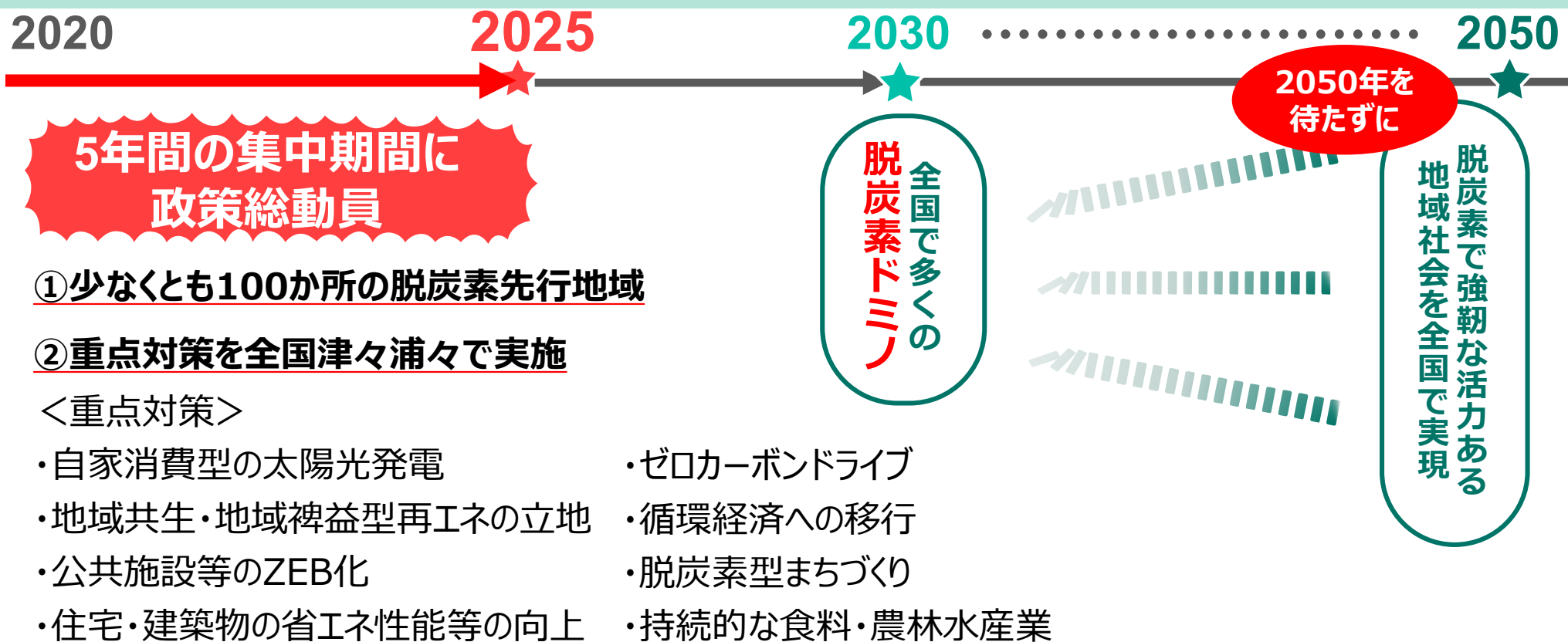
- 農林水産省との連携強化、**営農型太陽光発電の課題等を整理したマニュアル作成、優良事例の継続的発信、導入支援の実施** 等

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



(令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議)

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 加えて、継続的・包括的支援、ライフスタイルイノベーション、制度改革を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



地域脱炭素の意義

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定）のキーメッセージ

脱炭素を通じて、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

**地域脱炭素は
地域の成長戦略
の重要な要素**

経済・雇用

再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便

断熱・気密向上
公共交通

循環経済

生産性向上
資源活用

防災・減災

非常時のエネル
ギー源確保
生態系の保全

・我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく

・一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている(2015年度)

・豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

GX推進戦略

G Xへの貢献

企業・国家の競争力の向上
エネルギー安全保障

国土利用計画

地域価値の向上

地域への誇りと愛着に根ざした
地域マネジメントの実現

環境基本計画

環境・経済・社会の統合的向上

「Well-being／高い生活の質」
の実現

脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量

スケジュール

	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定	第6回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 6月17日～6月28日	未定
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	11月7日	9月27日	未定
選定数	26（提案数79）	20（提案数50）	16（提案数58）	12（提案数54）	9（提案数46）	-



地域脱炭素推進交付金



- 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円	令和5年度補正予算	13,500百万円
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円		
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円		
令和7年度要求	66,221百万円	令和7年度GX要求	10,000百万円		

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金				特定地域脱炭素移行加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業		重点対策加速化事業	民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）		自家消費型の太陽光発電など重点対策を 複数年度で複合実施する地方公共団体	脱炭素先行地域に選定されて いる地方公共団体
交付率	原則 2 / 3 ※1		2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
上限額	50億円／計画 ※2		都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特例市：12億円 その他市区町村：10億円	50億円／計画 ※2
支援内容	再エネ設備 - 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 （太陽光、風力、バイオマス等）、再エネ熱・未利用熱利用設備等 効果促進事業 - 上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等 基盤インフラ設備 - 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等 省CO2等設備 - 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等		①～⑤の重点対策の組み合わせ等 ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 （未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業） ③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 （ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業） ⑤ゼロカーボン・ドライブ	官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援
備考	・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外 ・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須 ※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4 ※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円＋（特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2（上限10億円））			

<参考：交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合

国



地方公共団体

(b) 民間事業者等が事業を実施する場合

国



地方公共団体



民間事業者等

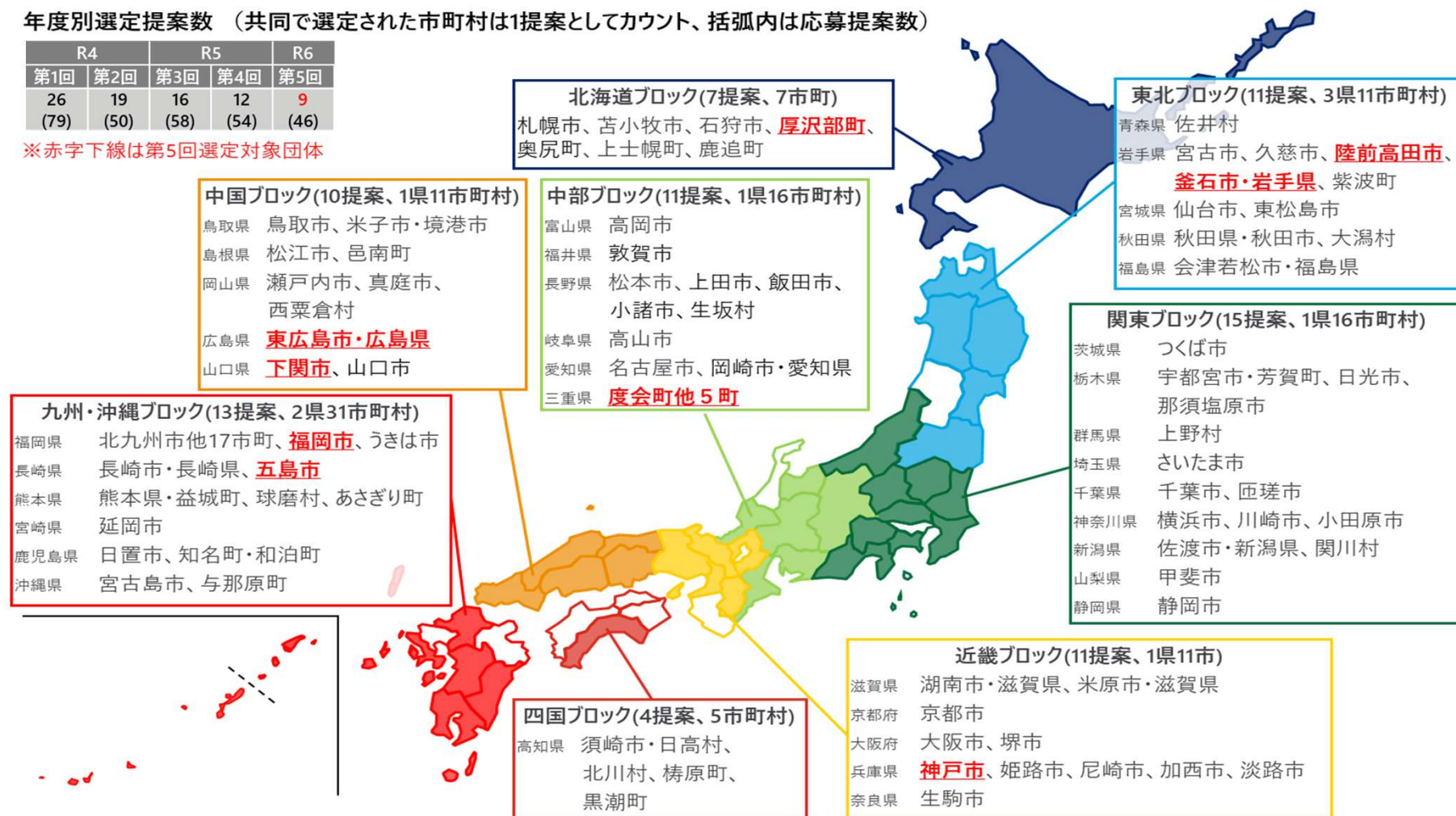
脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回までで、全国38道府県108市町村の82提案を選定し、取組を実施。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
26	19	16	12	9
(79)	(50)	(58)	(54)	(46)

※赤字下線は第5回選定対象団体



重点対策加速化事業の計画策定状況

- 全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、**149自治体を選定（35府県、88市、26町）**

令和4年度開始

令和5年度開始

令和6年度開始

32自治体

(11県、15市、6町)

77自治体

(18県、47市、12町)

40自治体

(6府県、26市、8町)

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県 鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(10市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、長井市
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
東京都 多摩市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

脱炭素先行地域におけるバイオマス活用の取組

畜産ふん尿を活用した脱炭素化 (北海道上士幌町)

＜対象エリア＞ 町内全域

＜取組内容＞

- 畜産ふん尿を活用したバイオガス発電及び町有地等を活用した大規模太陽光発電等の再エネを、地域において実績のある地域新電力「かみしほろ電力」に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に防災拠点となる役場庁舎等の主要な公共施設においてマイクログリッドを構築し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

脱炭素×林業活性化・生ごみ等資源化 (岡山県真庭市)

＜対象エリア＞ 市内全域の公共施設

＜取組内容＞

- 木質バイオマス発電所の増設により一定規模の安定な木材需要を創出し、市の製造業の30%を占める木材関連産業の活性化。広葉樹林や耕作放棄地における早生樹等の未利用資源も活用。
- 生ごみ等資源化施設（真庭市くらしの循環センター）を新設し、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵させてバイオガス発電を行うとともに、消化液から製造した濃縮バイオ液肥を農地で活用して地域資源循環システムを構築
- 生ごみ等の資源化により可燃ごみの約40%削減が可能となり、ごみ焼却場3施設を1施設に統合、廃棄物処理のコストやCO₂排出を削減



真庭市くらしの循環センター（2025年1月本格稼働）

地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）

○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業では、**地域脱炭素の基盤構築（先行地域等の範囲を超えて活動をし得る地域金融機関・地域の中核企業・都道府県等を巻き込んだ取組）**を重視。

＜地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）の主な例（脱炭素先行地域、重点対策加速化事業）＞

都道府県牽引型	熊本県が、先行地域を契機に県主導の地域エネルギー会社を設立し、太陽光・バイオマス発電設備等を導入して阿蘇くまもと空港と隣接する産業集積拠点に再エネを供給。当該拠点に RE100を目指す企業等の誘致に加え、県全域における中小企業等への再エネ供給を目指す	都道府県牽引型（垂直連携）	岐阜県、三重県、香川県、長崎県などが、県内市町村の家庭や事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を重点対策加速化事業を活用して創設。仕様の作成等を支援することで、再エネ設備導入ノウハウの市町村への展開を図る
地域間連携型	連携中枢都市の 北九州市 が、 圏域17市町 への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施するとともに、採算性の悪い施設も含められる等のPPAの実施方法を工夫し、圏域の各市町における導入を加速化する ソーラーシェアリングの実績が豊富な匝瑳市 が、ソーラーシェアリングに取り組む 自治体（関川村、米原市、あさぎり町、江戸川区）と協定を締結 、ノウハウの共有や太陽光パネルの共同調達による調達コスト低減等に取り組む	地域間連携型	熊本市 が中心となって、 熊本連携中枢都市圏（8市10町2村） に対する太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域においてPPA方式での太陽光発電設備導入のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図る
地域エネルギー会社連携型	湖南市 の地域新電力（ こなんウルトラパワー(株) ）が、湖南市の先行地域づくり事業において、 PPA方式 で太陽光設置を行うとともに、余剰電力の買い取り及び利益の地域還元を実施し、 当該モデルを周辺自治体に展開	地域エネルギー会社連携型	半田市 の重点を契機に、地元中核企業や地域金融機関が出資する地域エネルギー会社（ 半田・知多地域エネルギー(株) ）が設立され、公共施設・事業者への太陽光発電設備・蓄電池導入を実施するとともに、利益を半田市との協定に基づき地域還元
地域金融機関連携型	湖南市 の共同提案者である 滋賀銀行 が、先行地域を契機に、太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として 適用金利や保証料を引き下げる住宅ローン を令和5年度に創設し、 先行地域外においても提供を開始	地域金融機関連携型	浜松市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫 等からなる「 浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム 」を通じて、中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施し、金融機関が伴走支援のノウハウを蓄積し、他地域へ展開
中核企業連携型	ヤンマーホールディングス(株) が、 米原市 と共同で先行地域において実施する耕作放棄地でのソーラーシェアリングについて、 他県の農業者を呼び込み 、ソーラーシェアリングのノウハウを他地域へ展開	中核企業連携型	(株)九南、米良電機産業(株) を中心とした「 三股町脱炭素きゅうなん隊 」が、民間提案制度を活用し、 三股町 の公共施設への太陽光導入及びマイクログリッド構築を行うとともに、 ノウハウを周囲の定住自立圏域市町に展開
地元事業者育成型	石狩市 が、先行地域に選定されたことを契機として、石狩及び空知の森林組合や木材流通業者、重機メーカーなどで構成する協議会を通じ、バイオマス発電への 林地残材の供給のためサプライチェーンを構築	地元事業者育成型	山形県、新潟県、鳥取県 などが、国の基準を上回る独自の住宅断熱性能基準を設定するとともに、地元工務店の活用や技術向上研修の実施を通じて、 地元事業者を育成 しながら事業を実施

地域における脱炭素の基盤構築（波及効果） 顕在化事例



○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業の取組の波及効果が顕在化している事例がある。

<脱炭素先行地域>

横浜市	横浜市が、先行地域づくり事業において、エネルギー需要量の高いみなとみらい21地区の商業施設の脱炭素化に当たり、東北13市町村等からの再エネ電気調達を実施し、東京電力エナジーパートナーが再エネ電気プラン（はまっこ電気Plus）を組成 ➡ 当該再エネ電気プランについては、市及び東電EPが市内全域の事業者にはPRを展開しており、 <u>先行地域外の事業者において当該メニューが既に活用</u> されている
尼崎市	尼崎市の先行地域において、 阪神電気鉄道(株) と共同してゼロカーボンベースボールパークの開業及び市内の阪神電鉄の駅(6駅)とバス(26台)等の脱炭素化を実施 ➡ 脱炭素への取組意義が再確認され、 <u>先行地域の取組みを契機として、グループ会社である阪急電鉄(株)とともに2025年4月から2社の鉄道事業の全ての電力（全線（約193km）・全駅）を脱炭素化することが決定</u> され、2024年8月に公表
米子市・境港市・鳥取市	山陰合同銀行が、鳥取県内の先行地域づくり事業を契機として、 <u>全額出資のごうぎんエナジーを設立</u> して同県で不足するPPA事業者として参画し、鳥取県内の先行地域において公共施設でのオンサイトPPA、耕作放棄地でのオフサイトPPAを実施 ➡ ごうぎんエナジーが、先行地域づくり事業で蓄積したノウハウを活かし、 <u>島根県・岡山県において太陽光発電設備のPPA事業を展開</u>
球磨村	球磨村の地域新電力（(株)球磨村森電力）が、先行地域づくり事業で個人・事業者・公共施設向け太陽光発電施設をPPA方式で導入するとともに、蓄電池を活用した最適な充放電制御システムを構築し、再エネの地産地消を推進 ➡ <u>近隣の五木村において、PPA事業及び充放電制御等のノウハウを活かした再エネの地産地消に係る事業を実施するため、球磨村森電力が出資して地域新電力（(株)五木源電力）を設立し、村と再エネ導入に係る連携協定を締結（公共施設でのオンサイトPPAの契約締結済）</u>

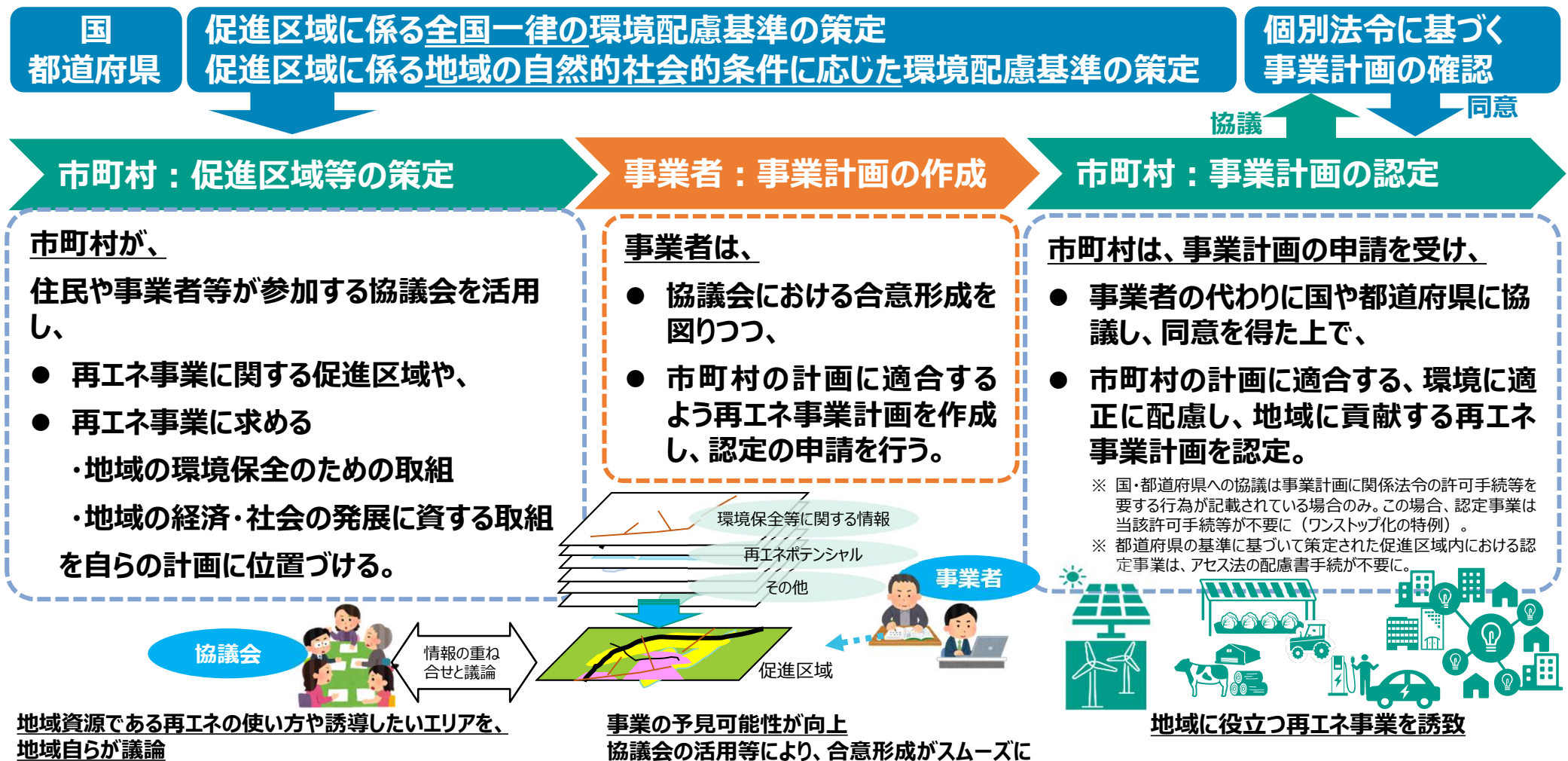
<重点対策加速化事業>

三重県	三重県が、重点事業を契機に、太陽光発電設備・蓄電池についての共同購入事業（個人・事業者が対象）を開始 ➡ 共同購入事業は重点事業に限らず県内全域で展開し、重点事業における設備導入のみならず、 <u>重点事業を活用しない設備導入が既に実施され、共同購入事業の平均で2～3割程度の価格低減効果が確認</u> されている
-----	--

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の概要

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。
- 令和4年8月時点で43市町村が再エネ促進区域を設定。

制度全体のイメージ



促進区域の設定状況（令和6年8月末日時点）



■ 令和6年8月時点で、**43市町村が促進区域を設定**。設定済の市町村は以下のとおり。

北海道石狩市（太陽光）	長野県飯綱町（太陽光）
北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、 地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）	岐阜県恵那市（太陽光）
北海道知内町（太陽光、風力）	静岡県磐田市（太陽光）
北海道八雲町（太陽光）	愛知県岡崎市（太陽光）
北海道せたな町（太陽光、風力）	愛知県稲沢市（太陽光）
北海道幕別町（太陽光）	滋賀県米原市（太陽光）
北海道釧路町（太陽光）	京都府綾部市（太陽光）
岩手県紫波町（太陽光）	兵庫県加西市（太陽光）
福島県浪江町（太陽光、風力）	奈良県奈良市（太陽光）
栃木県宇都宮市（太陽光）	奈良県田原本町（太陽光）
埼玉県さいたま市（太陽光）	和歌山県日高川町（太陽光）
埼玉県所沢市（太陽光）	島根県美郷町（太陽光）
埼玉県入間市（太陽光）	徳島県阿南市（太陽光）
神奈川県小田原市（太陽光）	愛媛県松山市（太陽光）
神奈川県厚木市（太陽光）	福岡県福岡市（太陽光）
新潟県長岡市（太陽光）	福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）
富山県富山市（太陽光）	福岡県須恵町（太陽光）
富山県小矢部市（太陽光）	佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、 バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）
富山県氷見市（太陽光）	熊本県球磨村（風力）
長野県宮田村（太陽光）	鹿児島県鹿屋市（太陽光、太陽熱）
長野県箕輪町（太陽光）	鹿児島県霧島市（太陽光）
長野県南箕輪村（太陽光）	

地域脱炭素化促進事業制度の活用促進のための取組



○再エネ促進区域の設定等に向けたマニュアル整備及びゾーニング支援

再エネ促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等の事務について、地方公共団体実行計画マニュアルに位置づけ。

また、円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組を行う事業に対して、財政支援を実施。（令和3年度～令和6年度で35団体を支援）

○再エネポテンシャル、地域経済効果、環境影響把握等のための情報整備

再エネポテンシャル推計結果概要やポテンシャルマップ等を掲載するREPOSの機能拡充。
自然環境や社会環境の情報を地図上で閲覧できる地理情報システム（GIS）の提供。

○再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援（令和5年度予算から措置）

再エネ促進区域又は促進区域の設定に向けた検討の用意がある市町村の区域において、事業者が地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援。

○認定地域脱炭素化促進事業計画に係る課税標準の特例（令和5年度税制から措置）

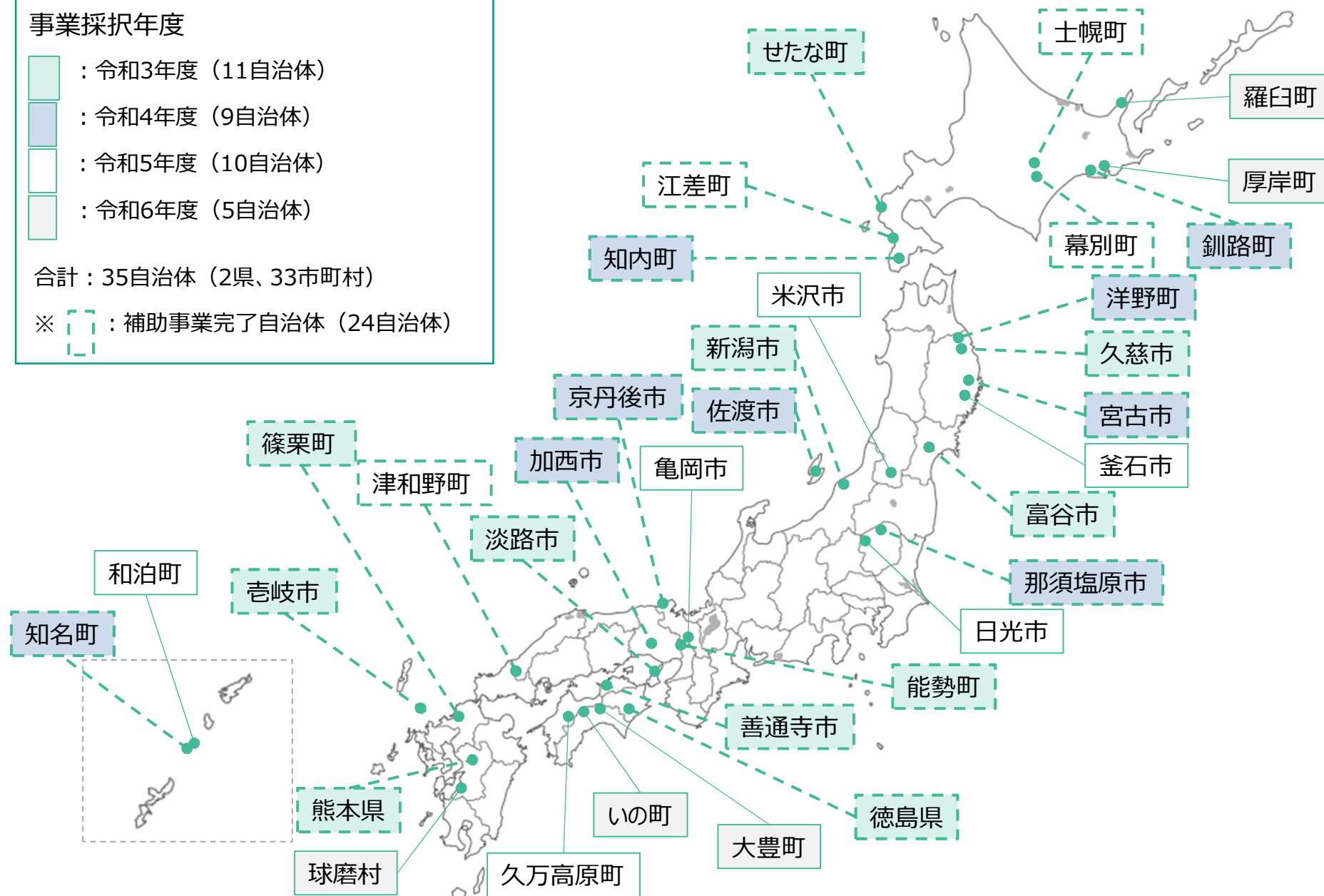
認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から一定割合に軽減する。

○地域脱炭素化促進事業制度の拡充（令和7年度施行予定）

令和6年の温対法改正により都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能とし、複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理する等の見直し。

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業採択団体

事業採択年度	
	: 令和3年度 (11自治体)
	: 令和4年度 (9自治体)
	: 令和5年度 (10自治体)
	: 令和6年度 (5自治体)
合計 : 35自治体 (2県、33市町村)	
※ 	: 補助事業完了自治体 (24自治体)



地域脱炭素化促進事業制度の拡充（令和6年温対法改正）

現状・課題

各市町村が協議会を経て再エネ促進区域を設定

○促進区域の設定状況：令和6年8月の制度施行後43市町村

<課題1>

- ・市町村における**人材・専門的知見の不足**
- ・促進区域設定時の**市町村間の調整**

事業者が促進区域内で再エネ等の施設整備を行う地域脱炭素促進「事業計画」を作成

各市町村が協議会を経て事業計画を認定

※認定に当たり許認可手続を一元化（ワンストップ化特例）

○事業計画の認定状況：1件

<課題2>

- ・**複数市町村にわたる事業計画の認定手続が煩雑**
 - ◆事業者：各市町村に個別に事業計画認定を申請
 - ◆市町村：事業計画を各市町村が個別に認定

主な改正事項

①都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能に

【参考】熊本県による促進区域設定に係る取組

熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が情報収集、ゾーニングマップ素案作成、協議会の開催等を主導。

②複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理



▲以上の市町村にわたる事業例
(秋田県潟上市・秋田市)

③許認可手続のワンストップ特例の対象に盛土規制法に係る許可手続を追加

地方公共団体主導による再エネ目標設定と取組



都道府県・市区町村において、温対法に基づき区域内の温室効果ガス排出削減等を行うための**地方公共団体実行計画を策定済みの団体**は、令和元年10月には**569団体**であったが、令和5年10月には**727団体**になる等、**地域脱炭素の動きが加速化**。（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）各地方自治体の地方公共団体実行計画において再エネ導入目標がたてられおり、これらの実現に向けた人的・技術的・資金的支援を実施していく。

東京都

導入目標 2030年までに

- ・都内太陽光発電設備導入量2,000MW以上
- ・再エネ電力利用割合 50%程度

※2022年度実績 720MW, 22.0%

取組例

- ・条例により、新築の大規模建物及び住宅等の中小規模建物への太陽光発電設備やZEV充電設備の設置等を義務付ける制度を構築
- ・条例制度とその波及効果も含め、太陽光発電設備の設置標準化と再エネ利用を促進



ソリッドタイプ・シースルータイプ

〔東京都 環境基本計画2022〕等より環境省作成

長野県

生産目標 2030年までに4.1万TJ

※2010年度実績 2.2万TJ

※小水力の追加導入68MW含む（2019年比）

取組例

- ・「信州のすべての屋根にソーラーを」を合言葉に、環境負荷の少ない建築物の屋根を活用した太陽光発電を積極的に推進
- ・小水力発電の、適地選定、事業計画策定、許認可手続き及び経営に係る支援をワンストップで行う「小水力発電キャラバン隊」により、事業特性を踏まえたサポートを実施

〔長野県ゼロカーボン戦略（2022年改定）より環境省作成〕

熊本県

導入目標 2030年までに3,078MW

※2018年度実績 1,671MW

取組例

- ・「くまもと県民発電所構想※」の実効性を高めるとともに県民が参加しやすいように見直し、県民等による再エネ施設の整備・所有を促進
- ・メガソーラー立地協定の締結推進等により、再エネ施設整備における環境・防災への配慮向上を促進

※地域に貢献する発電所を「くまもと県民発電所」として熊本県が認証

右画像は認証された旧天草東高校グラウンドでの太陽光発電事業



〔第六次熊本県環境基本計画（令和3～7年度）「くまもと県民発電所について」（熊本県HP: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/67/6168.html>）より環境省作成〕

宮城県仙台市

導入目標 2030年までに805MW

※2022年度実績412MW

取組例

- ・太陽光発電設備等共同購入事業（家庭・事業者向け）
- ・中小企業向けの自家消費型太陽光発電導入補助
- ・民間防災拠点等への再生可能エネルギー等導入補助金
- ・脱炭素先行地域における既築住宅・事業所、埋立処分場等への太陽光発電設備の導入



家庭向け共同購入事業により設置した太陽光パネル

〔仙台市地球温暖化対策推進計画2021-2030（令和6年3月改定版）（2024）より環境省作成〕

静岡県静岡市

導入目標 2023から2030年までに新たに

・太陽光 1,181MW ※実績185MW

・中小水力 7.8MW ※実績46MW

・バイオマス 0.08MW ※実績22MW

取組例

- ・脱炭素先行地域における遊休地内等への太陽光発電設備、蓄電池、自営線、EMS等の導入
- ・市域全体でPPAによる太陽光発電設備の導入を拡大し、発電した電力を脱炭素先行地域に供給

〔静岡市地球温暖化対策実行計画（令和5年3月）より環境省作成〕

新潟県新潟市

導入目標：2030年までに5,200TJ

※2020年度実績 3,724TJ

取組例

- ・地域新電力による、公共・民間施設の屋根・土地への太陽光発電設備の設置
- ・重点対策加速化事業による公共・民間への屋根等への太陽光発電設備・蓄電池の導入



取組例：新潟市中央卸売市場に設置した太陽光パネル

〔新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）（2023見直し版）より環境省作成〕

地方公共団体の状況に応じた環境省の支援策のイメージ



(状況)

- 全国モデルとなる先進的な取組を行いたい
- 2030年度目標の達成に向け、着実に取組を進めたい
- 手をつけやすい取組から始めたい
- しっかりとした計画を作りたい
- 脱炭素化に向けた体制を強化したい

(取組)

脱炭素先行地域づくりにチャレンジ

住民・企業の脱炭素化を支援 例) ZEH、ZEB、ゼロカーボンドライブ

政府実行計画に準じた取組を実施
例) 太陽光発電50%以上、新築ZEB化、LED100%、電動車100%

避難所となる公共施設等に再エネ＋蓄電池を導入

地域脱炭素・再エネ導入のための計画を策定

地域脱炭素実現に向けた中核人材の育成

(支援策)

地域脱炭素推進交付金
(脱炭素先行地域づくり事業)
※最大50億円の支援

地域脱炭素推進交付金
(重点対策加速化事業)
※複数年度複合実施
※最大15億円の支援

脱炭素化推進事業債
※地方単独事業への地方財政措置
(最大45%の地方交付税措置)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

再エネ地域中核人材育成事業

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度

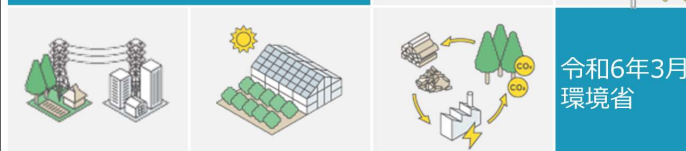
地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み



- 脱炭素先行地域づくりガイドブックの参考資料として、令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和6年3月更新）。
脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこととされている。
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**164事業掲載**（令和5年度補正及び令和6年度当初予算（案）。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置等を受けることができる事業が**32事業**

脱炭素先行地域づくりガイドブック 参考資料

地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の
主な支援ツール・枠組み



各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（43事業）

- ・ 地域脱炭素推進交付金
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・ 商用車の電動化促進事業

他40事業

内閣府（10事業）

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1/2/3等）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型）

他7事業

総務省（9事業）

- ・ ローカル10,000プロジェクト
- ・ 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ・ ふるさと融資制度
- ・ 人材面からの地域脱炭素支援

他5事業

地方財政措置（7事業）

- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- ・ 過疎対策事業債（特別枠）
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

文部科学省（5事業）

- ・ エコスクール・プラス
- ・ 国立大学・高専等施設整備
- ・ 公立学校施設の整備
- ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省（27事業）

- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（バイオマス地産地消）
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立

他25事業

経済産業省（17事業）

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- ・ 水力発電の導入加速化事業
- ・ 需要家主導型及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金
- ・ 水力発電の導入加速化事業

他15事業

国土交通省（45事業）

- ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ 都市再生整備計画事業
- ・ 都市・地域交通戦略推進事業
- ・ 先導的グリーンインフラモデル形成支援

他40事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業 35

地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、**令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設**
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで

（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置
- ※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV）		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー設備整備（地域内消費を主目的とする事業）に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会

【地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会】

日 時：令和6年5月27日(月)10:00～11:00

場 所：環境省省議室（中央合同庁舎第5号館24階）

出席者：環境省 伊藤 信太郎（環境大臣）、八木 哲也（環境副大臣）

宮城県知事 村井 嘉浩（全国知事会会長）※オンライン参加

栃木県知事 福田 富一（全国知事会 脱炭素・地球温暖化対策本部長）

稲城市長 高橋 勝浩（全国市長会 環境対策特別委員会委員長）

葛巻町長 鈴木 重男（全国町村会副会長）



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会



- 中環審・産構審合同会合において、地球温暖化対策計画の見直しに関する議論が開始。
- **地域脱炭素施策については、有識者検討会で議論をとりまとめた上で、温対計画の見直しの中で議論**する予定。併せて、国と地方が一層連携し、共通認識を持ちながら取組を進められるよう、地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会を開催し、課題や今後の方策含め議論を行う。

5月27日
地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会



6月28日
地域脱炭素に関する有識者検討会

* 各府省ヒアリング
* 地方公共団体ヒアリング
* 民間事業者ヒアリング
* 金融機関ヒアリング 等

秋頃
地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会

← **骨子案 (10月下旬)**

検討会とりまとめ

→ 地球温暖化対策計画素案 (〃)

5月14日
環境大臣から、温対計画見直しの議論開始について発表

6月28日
地球温暖化対策計画議論開始
(中環審・産構審合同会合)

年度内目処

地球温暖化対策計画改定

4. 環境省におけるバイオマス関連事業

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業（一部農林水産省連携事業）



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

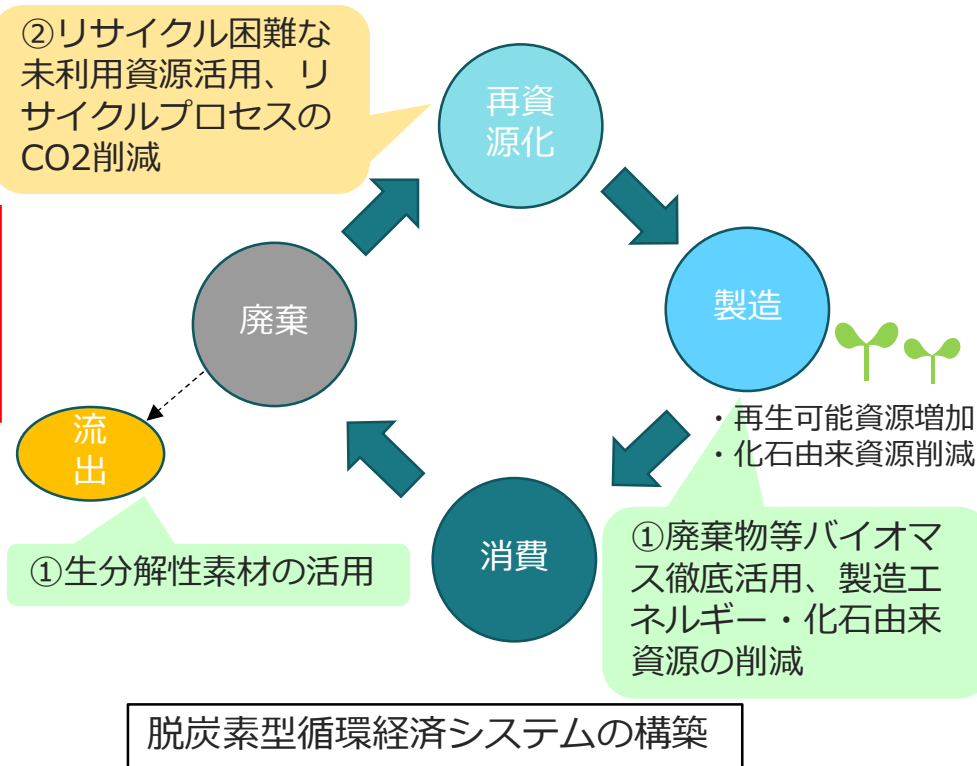
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

廃棄物規制課 電話：03-6205-4903 水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）

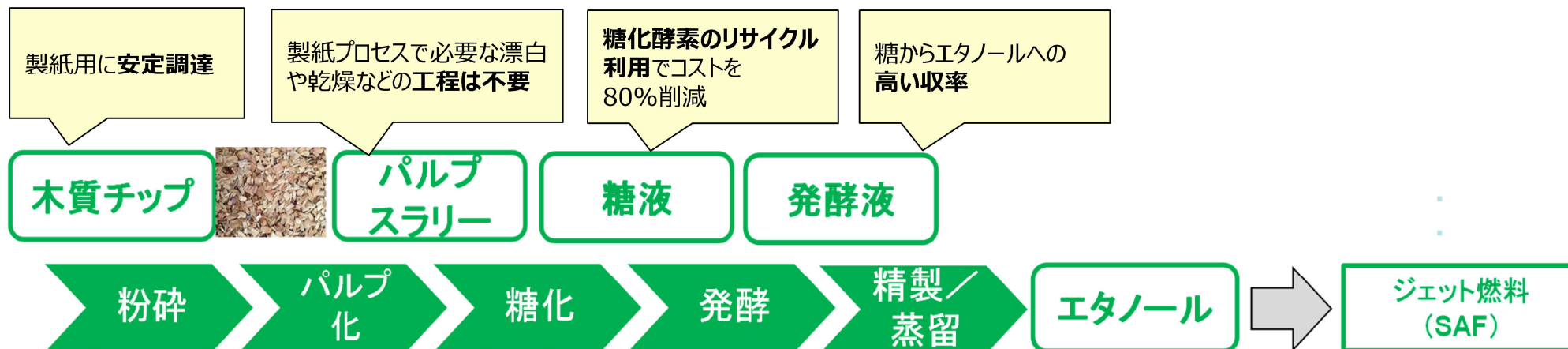
木質バイオマス由来のバイオジェット燃料生産実証事業（令和4～5年度）



古紙及び木材チップを原料とするSAFを一環して製造するプロセスを開発、二つの製造プロセスを実証

木質バイオリファイナリー実証フロー

○エタノールを経由するSAF化プロセス



○ラビンチュラ油脂を経由するSAF化プロセス



波及効果：昨今の紙需要の低迷から製紙工場における紙以外の新たなビジネス拡大の可能性が見込まれる。

国産技術を用いたSAF含む次世代燃料化実証事業（令和5～6年度）

- ・ 廃食用油を原料に低圧水素反応を可能とすることによる独自技術を用いたSAF製造を実証。
- ・ 航空業界のCO2削減と同時に、安価なクリーン燃料の国内普及を目指す。

廃食油からの原油製造実証フロー



独自技術独自開発の触媒作用により
低圧条件下で反応

- ①分解による炭素鎖の調整
 - ②構造の組み換え
 - ③酸素除去
- 等のプロセスを経て、バイオ原油を製造

副生成物とその利用方法（予定）

- ・ バイオナフサ
→ プラスチック等の化成品原料
- ・ HVO（バイオ軽油）
→ ディーゼルエンジン用燃料

波及効果：副生HVO分はトラック燃料、ナフサ分はプラスチック原料として利用可能でバイオ燃料普及が見込まれる。

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (3) 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業



【令和7年度要求額 4,000百万円 (4,672百万円) の内数】

地域の脱炭素と循環経済の同時達成に向け、廃棄物処理システムを軸とした地域循環共生圏構築を実現します。

1. 事業目的

- ① 循環経済 (CE) を通じたカーボンニュートラル (CN) の実現に向け、地域のバイオマス利活用による課題の解決を追求すべく、廃棄物処理における地域資源活用等の技術評価検証を実施し、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。
- ② 地域の特性に応じた廃棄物処理システムにおける循環資源の最適な活用方策の検討を行い、脱炭素に向けたガイダンスを策定し、CNとCEの同時達成に向けた地域循環共生圏の構築を推進していく。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来の資源循環の取組から更に踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該活用プロセスの脱炭素化を図ることが喫緊の課題であることから、以下の事業を実施する。

①脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省CO2に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

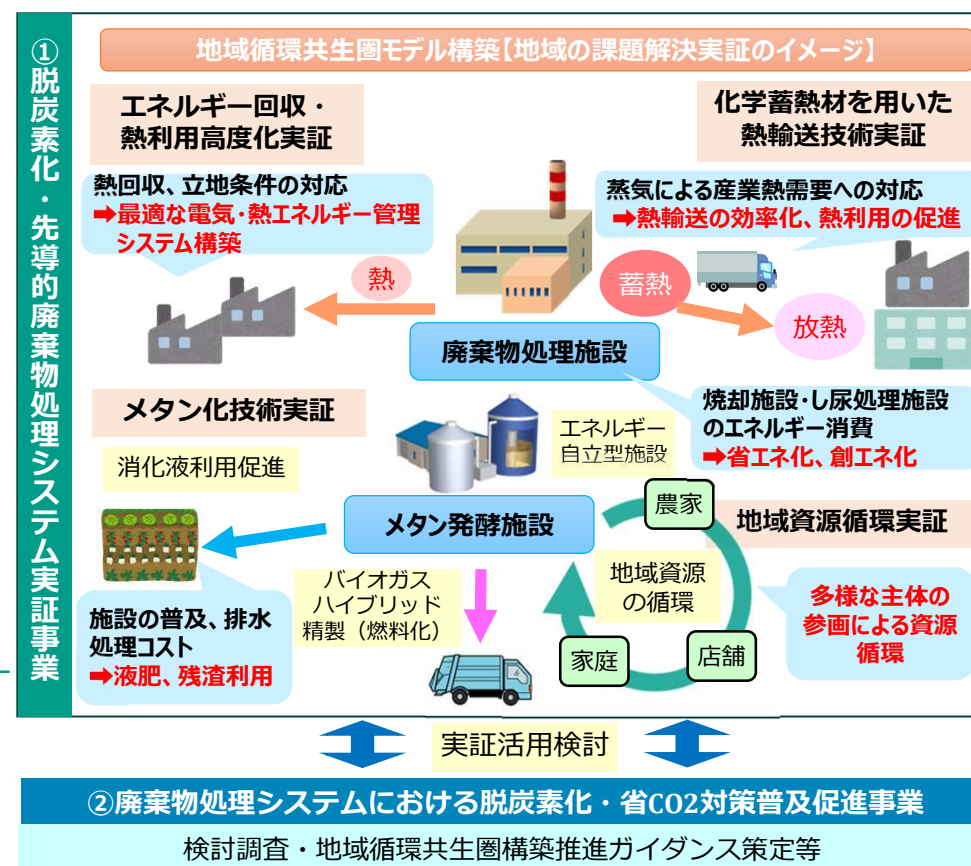
②廃棄物処理システムにおける脱炭素化・省CO2対策普及促進事業

廃棄物処理システム全体の省CO2化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源 (生ごみ、家庭用廃食用油等) の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、CEとCNの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



生ごみバイオガス化施設のオンサイト利用による脱炭素型農業を核とした里山・都市循環

事業者名

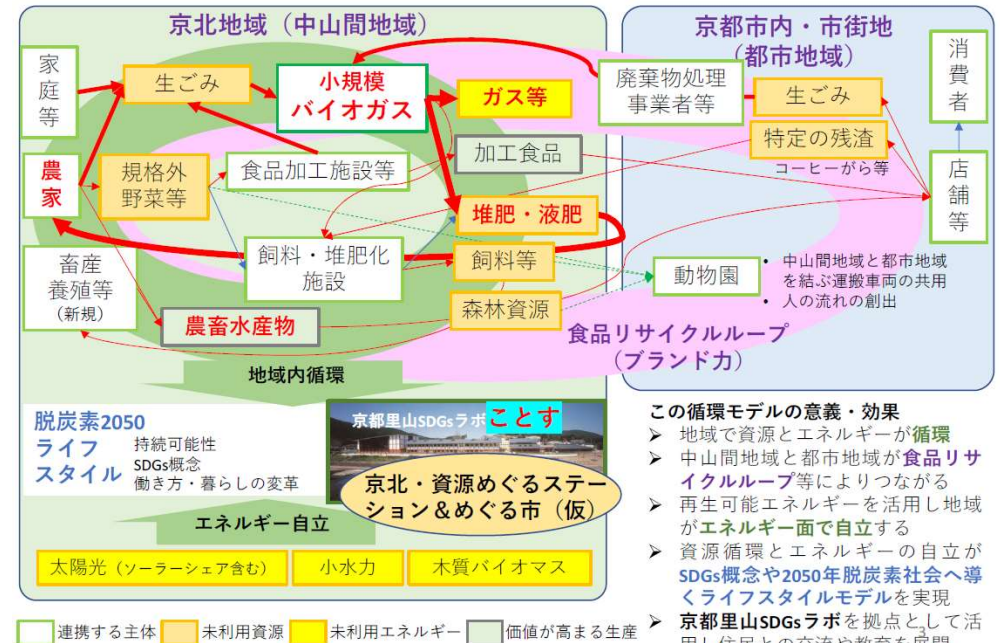
(一社) びっくりエコ研究所

実施場所

京都里山SDGsラボ
(元京北第一小学校)

概要・目的

- ✓ 典型的な中山間地域である京都市京北地域をフィールドに、多様な地域資源を収集し、バイオガス化施設における処理を核にしつつ、ブランド（高付加価値）農業化との連携を目指し、資源エネルギーを効率・効果的に活用するモデルを構築する。
- ✓ その一環として、付加価値の高い市街地（都市域）の循環資源もシステムに組み込むことや、脱炭素化を念頭に置いたエネルギー自立型農業への転換も促すことで、**地域循環共生圏の構築**につなげる。



中山間地域（里山）と市街地を結ぶ多様な地域資源・エネルギーの脱炭素型循環モデル

課題認識

- ✓ 中山間地域や小規模自治体においては、脱炭素化社会への道筋を明確にしつつ、地域の諸活動が持続可能な社会形成が求められている。
- ✓ その中で、一般廃棄物処理についても、焼却処理を基調とした従来型の廃棄物処理からの転換が求められている。バイオガス化処理は、脱炭素化への展開性を含めて、有力な選択肢と考えられるが、資源エネルギー収支や経済性を担保できる持続可能なシステム・モデル確立には至っていない。

課題解決に向けた事業特性

- ✓ 京北地域の家庭由来の生ごみを対象として**生ごみのみを分別する回収実証**を行う。将来的には京北地域全域での各戸回収をめざし、バケツや生分解性袋などの回収方法を比較し、合理的な回収システムの構築を検討する。
- ✓ 原料の安定供給や（将来的な可能性も含めて）拡大を図るために、**京北地域に加え、近隣行政区における食品廃棄物の回収を検討**する。
- ✓ **液肥の農業利用を京北地域で普及し定着させることができるよう、協力農家を募り、液肥の散布実証をおこなう。**

地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用システムの実証

事業者名

佐賀市

実施場所

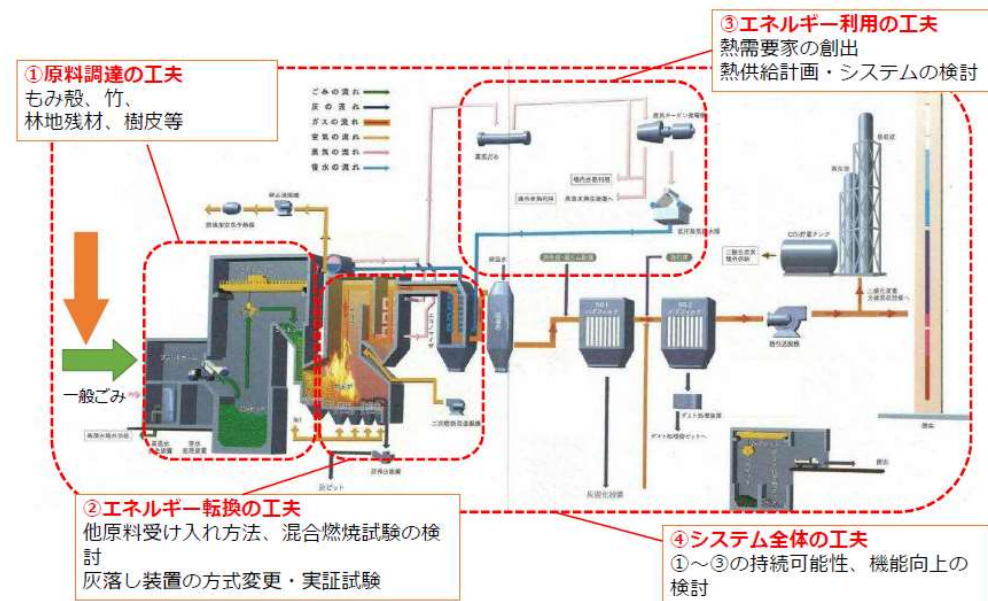
佐賀市清掃工場

概要・目的

- ✓ 佐賀市清掃工場は、**人口減少やプラスチック新法等の影響**により、今後は**可燃ごみ量が減少**し、本施設の**定格処理や効率的な運用が難しくなる**と予想されている。
- ✓ 一方、**地域課題**として、製材工場残材である**バーク（樹皮）や木くずの発生**、農業関連として、**もみ殻**や山間部の**放置竹林、林地残材等の処分先確保や未利用**がある。
- ✓ このような諸課題を同時に解決する方策として、本事業では**地域の未利用バイオマス**を本施設の**燃料として利用**することを実証する。また、これによって得られた**エネルギーを地域に供給**することを検討し、清掃工場の**持続可能な運用システムを構築**することを目的とする。

課題認識

- ✓ 家庭ごみだけでは効率的な廃棄物処理施設規模での整備が難しい場合、**事業系廃棄物を含めた地域資源の最大活用方策**が必要。**活用方策として現行施設での受入可能性や新たなシステム構築の検討**が必要。
- ✓ 現在、本施設では、隣接プールへの熱供給、発電電力の地産地消や民間藻類培養施設へのCO2供給を行い、これら廃棄物エネルギー（熱、電気、CO2）の有効活用を図っているが、今後はハウス園芸等の新たな企業へ、熱供給システムを検討する必要がある。



取組内容

課題解決に向けた事業特性

- ✓ 本事業では、木質チップ（剪定屑）3,000トン/年、バーク1,350トン/年、農業系バイオマスのもみ殻400トン/年、家具端材120トン/年、流木100トン/年の燃料資源としての活用が見込まれる。
- ✓ 竹バイオマスについて混焼実験を行い、**安定した燃料資源の確保と荒廃竹林の解消という地域・社会の抱える課題解決へも寄与**できるものとする。
- ✓ 新規の熱需要家への熱源となる原料を地域未利用バイオマスとすることで熱需要の増加に応えることができる。

ご清聴ありがとうございました



脱炭素地域づくり
支援サイト

本文へ

音声読み上げ・文字拡大

サイトマップ

よくあるご質問

Google 検索

環境省

地域脱炭素とは はじめかた 脱炭素先行地域 交付金 支援メニュー等 取組事例 連携企業 お問い合わせ



環境省 > 政策 > 政策分野一覧 > 地域脱炭素 > 脱炭素地域づくり支援サイト

脱炭素地域づくりに取り組む方へ

脱炭素先行地域



くわしく見る

地域脱炭素移行・
再エネ推進交付金



くわしく見る

支援メニュー等



くわしく見る

令和7年度 概算要求

エネ特ポータルを更新しました！



2050年カーボンニュートラル
実現にむけて

脱炭素ポータル

